

JIS K0102と強制法規との関係

項目	環境基準	排水基準	地下水環境	特定地下水	海洋汚染	土壤環境基準	土壤溶出	土壤含有	土壤地下水	産業廃棄物	特定排水	部分引用
試料の前処理					⑤					⑦		⑤規格の5.1及び5.2に定める方法は適用しない⑦5.5のに定める方法によって前処理する
pH	①	②										
CODMn		②										
BOD	①	②										
溶存酸素	①											
フェノール類		②								⑦		
有機りん		②			⑤	⑥-1	⑥-2			⑦		②付表1で引用:器具及び装置 規格31.1.1のb)の3)に定める方法で作成したもの
残留塩素											⑧	33.1又は33.2に定める試薬
ふっ素	①	②	③	④	⑤	⑥-1	⑥-2	⑥-3	⑥-4	⑦		④⑥-3:規格34.1に定める方法又は規格34.1c)(注(6)第3文を除く。)に定める方法
シアン化合物	①	②	③	④	⑤	⑥-1	⑥-2	⑥-3	⑥-4	⑦		⑤⑥-2⑥-3:38.1.1を除く
アンモニウムイオン		②		④								①④:規格42.2、42.3又は42.5に定める方法によりアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検定する方法
亜硝酸イオン	①	②	③	④								①③④:規格43.1に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3054を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法
硝酸イオン	①	②	③	④								①④:規格43.2.5(③43.2.1、43.2.3又は43.2.5)に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素を検出する方法(ただし、亜硝酸化合物及び硝酸化合物にあっては、当該方法に代えて規格43.2.1(c)12)及びc)13)の式中…又は43.2.3(c)7)及びc)8)を除く。)
全窒素	①	②										
全磷	①	②										
ほう素	①	②	③	④		⑥-1	⑥-2	⑥-3	⑥-4			
銅		②			⑤					⑦		⑦:海洋投棄処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては67.1に定める方法を除く
亜鉛	①	②			⑤					⑦		①付表9で引用:5.5、53.1、53.2、53.4
鉛	①	②	③	④	⑤	⑥-1	⑥-2	⑥-3	⑥-4	⑦		②④:規格54.1に定める方法にあっては規格54の備考1に定める操作を、規格54.4に定める方法にあっては規格54の備考3に定める操作…
カドミウム	①	②	③	④	⑤	⑥-1	⑥-2	⑥-3	⑥-4	⑦		②④規格55.1に定める方法にあっては規格55の備考1に定める操作を行う…
マンガン		②										
鉄		②										
ニッケル					⑤					⑦		
ひ素	①	②	③	④	⑤	⑥-1	⑥-2	⑥-3	⑥-4	⑦		
クロム		②			⑤					⑦		
6価クロム	①	②	③	④	⑤	⑥-1	⑥-2	⑥-3	⑥-4	⑦		②④:規格65.2.1に定める方法又は規格66の備考12の(2)及び…検定が困難なものにあっては、規格65の備考15のb)及び規格65.1に定める方法
セレン	①	②	③	④	⑤	⑥-1	⑥-2	⑥-3	⑥-4	⑦		⑦:海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、67.1に定める方法を除く
バナジウム					⑤					⑦		

JIS K 0102は、次のような各種告示で28の項目で引用されており、当該規格の中心的項目に該当している。

- ①環境基準:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)
- ②排水基準:「排水基準を定める総理府例の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法」(昭和49年9月30日環境庁告示第64号)
- ③地下水の水質汚濁に係る環境基準:「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日環境庁告示第10号)
- ④特定地下浸透水が有害物質を含むものとして総理府例で定める要件に係る検定方法:「水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」(平成元年8月21日環境庁告示第39号)
- ⑤海洋汚染関係:「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める総理府令」(昭和48年2月17日総理府令第6号)
- ⑥土壤汚染関係
 - ⑥-1土壤の汚染に係る環境基準:「土壤の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月23日環境庁告示第46号)
 - ⑥-2土壤溶出量調査に係る測定方法を定める件:「土壤汚染対策法施行規則」(平成14年 環境省令第29号)
 - ⑥-3土壤含有量調査に係る測定方法を定める件:「土壤汚染対策法施行規則」(平成14年 環境省令第29号)
 - ⑥-4地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法を定める件「土壤汚染対策法施行規則」(平成15年 環境省令第18号)
- ⑦廃棄物関係:「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月17日環境庁告示第13号)
- ⑧特定排水基準に係る検定方法(トリハロメタン生成の検定方法):「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則の規定に基づく特定排水基準に係る検定方法」(平成7年6月16日環境庁告示第30号)